

## 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第54期（2021年4月1日～2022年3月31日）

- ① 連結株主資本等変動計算書
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 株主資本等変動計算書
- ④ 計算書類の個別注記表

株式会社テセック

法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.tesec.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,521	3,370	3,512	△202	9,202
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△56		△56
親会社株主に帰属する当期純利益			1,722		1,722
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	1,666	△0	1,665
当連結会計年度末残高	2,521	3,370	5,178	△202	10,868

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	494	△184	309	1	9,513
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△56
親会社株主に帰属する当期純利益					1,722
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	30	91	121	0	121
当連結会計年度変動額合計	30	91	121	0	1,787
当連結会計年度末残高	524	△93	430	1	11,300

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- |            |  |
|------------|--|
| ・ 連結子会社の数  | 3 社  |
| ・ 連結子会社の名称 | TESEC, INC.<br>TESEC (M) SDN. BHD.<br>泰賽国際貿易（上海）有限公司 |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、泰賽国際貿易（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しておりますが、当連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

その他有価証券

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| ・ 市場価格のない株式等以外<br>のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、<br>売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等          | 移動平均法による原価法                                  |

###### ロ. 棚卸資産

- |           |   |
|-----------|---|
| ・ 製品及び仕掛品 | 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）   |
| ・ 原材料     | 移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

親会社は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）、連結子会社は定額法によっております。ただし、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- ロ. 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法によっております。  
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ. 製品保証引当金 製品販売後に発生する製品保証費用に備えるため、将来発生する費用見込額を計上しております。
- ニ. 修繕引当金 建物及び付帯設備の修繕に備えるため、修繕計画に基づく支出見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準  
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
- 製品販売、サービス提供  
据付及び現地での作業を伴わない製品・サービスの提供について、製品の引渡し及び役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- 据付及び現地での作業を伴う製品・サービスの提供について、製品の引渡しと当該製品の据付及び現地での作業を単一の履行義務として識別し、製品の据付及び現地での作業が完了した時点で収益を認識しております。
- なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- 退職給付に係る負債の計上基準 当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。  
なお、年金資産が退職給付債務を超過している場合には、超過額を退職給付に係る資産として計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は80百万円減少し、売上原価は45百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ35百万円減少しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 棚卸資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
製品	221
仕掛品	1,586
原材料	453

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は取得原価で測定しておりますが、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。正味売却価額の下落により、追加の損失が発生する可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,985百万円

### 5. 連結損益計算書に関する注記

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価 65百万円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,778千株	－千株	－千株	5,778千株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	130千株	0千株	－千株	130千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月11日 取締役会	普通 株式	56	10	2021年3月31日	2021年6月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月10日 取締役会	普通 株式	利益剰余金	451	80	2022年3月31日	2022年6月9日

### (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、通常は運転資金及び設備資金とも内部資金により賄っておりますが、資金需要が急増した場合等は銀行借入により調達しております。余剰資金は主に安全性及び流動性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理基準に従い、取引先ごとの期日管理や残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。また、輸出取引で生じる外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、為替変動に応じた価格の見直しや円貨建て取引の推進などにより、当該リスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は主に高格付け債券や流動性の高い投資信託ですが、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。保有限度等を定めた資金運用基準に従い、定期的に時価の把握や運用状況の見直しを行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり、その決済時において流動性リスクに晒されますが、定期的な資金繰計画の見直しや一定水準の手許流動性を維持することにより、当該リスクを管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券			
株式	538	538	—
債券 (社債)	1,463	1,463	—
その他	1,114	1,114	—
資産計	3,117	3,117	—



(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,489	—	—	—
受取手形	221	—	—	—
売掛金	2,603	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期が あるもの				
(1) 債券(社債)	121	1,399	—	—
(2) その他	—	—	49	—
合計	5,436	1,399	49	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	538	—	—	538
債券（社債）	—	822	641	1,463
資産計	538	822	641	2,002

(※) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という）第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は1,114百万円となります。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所価格によっており、市場の活発性に基づきレベル1に分類しております。

債券（社債）は市場価格及び割引キャッシュフロー法等で算定された取引金融機関からの提示価格によっており、クレジットスプレッド等の観察できないインプットを用いて価格を算定している場合はレベル3に分類し、その他はレベル2に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	品目			合計
	ハンドラ	テスタ	パーツ等	
日本	50	1,211	220	1,482
中国	1,335	558	144	2,037
台湾	—	—	178	178
マレーシア	1,343	—	656	2,000
欧州	276	0	18	295
米州	1	86	51	139
その他	972	266	138	1,378
顧客との契約から生じる収益	3,978	2,124	1,409	7,512
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	3,978	2,124	1,409	7,512

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

契約負債（期首残高） 72百万円

契約負債（期末残高） 200百万円

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた金額は70百万円であります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,000円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 304円96銭   |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

### (譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2022年4月26日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入し、対象取締役に対し、本制度に基づき割当てられる譲渡制限付株式の払込金額相当額の金銭報酬債権の支給のご承認を求める議案を、2022年6月29日開催予定の第54回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

#### (1) 本制度を導入する理由

対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的とするものです。

#### (2) 本制度の概要

##### ①対象取締役に対する金銭報酬債権の支給及び現物出資

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第48回定時株主総会において、年額150百万円以内とご承認いただいております。本制度は、当該報酬枠の範囲内で、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給するものであり、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の総額は年額30百万円以内といたします。また、対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会において決定することといたします。

##### ②対象取締役に発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年30,000株以内といたします。但し、当社が普通株式について、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

##### ③譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会に

て決定いたします。

④譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- イ. 対象取締役は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ロ. 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ハ. 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

(3) 本制度の導入の条件

本制度においては、対象取締役に対し、譲渡制限付株式として発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給するため、かかる金銭報酬債権の支給に必要な議案を、本株主総会に付議するものとし、当該普通株式の発行又は処分は、本株主総会において同議案につき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

## 株主資本等変動計算書

（2021年4月1日から  
2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,521	3,370	3,370	114	1,500	1,104	2,718	△202	8,408
当期変動額									
剰余金の配当						△56	△56		△56
当期純利益						1,643	1,643		1,643
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,587	1,587	△0	1,586
当期末残高	2,521	3,370	3,370	114	1,500	2,691	4,305	△202	9,995

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	494	494	8,902
当期変動額			
剰余金の配当			△56
当期純利益			1,643
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	30	30	30
当期変動額合計	30	30	1,617
当期末残高	524	524	10,520

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式 移動平均法による原価法

##### ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

・製品及び仕掛品 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料 移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

ただし、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 製品保証引当金

なお、年金資産が退職給付債務を超過している場合には、超過額を前払年金費用として計上しております。

製品販売後に発生する製品保証費用に備えるため、将来発生する費用見積額を計上しております。

⑤ 修繕引当金

建物及び付帯設備の修繕に備えるため、修繕計画に基づく支出見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

製品販売、サービス提供

据付及び現地での作業を伴わない製品・サービスの提供について、製品の引渡し及び役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

据付及び現地での作業を伴う製品・サービスの提供について、製品の引渡しと当該製品の据付及び現地での作業を単一の履行義務として識別し、製品の据付及び現地での作業が完了した時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」は、当



事業年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高は80百万円減少し、売上原価は45百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ35百万円減少しております。

当事業年度の株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
製品	95
仕掛品	1,586
原材料	453

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は取得原価で測定しておりますが、事業年度末における正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。正味売却価額の下落により、追加の損失が発生する可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,916百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
① 売掛金	351百万円
② その他流動資産	54百万円
③ 買掛金	6百万円
④ 未払金	66百万円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
① 売上高	531百万円
② 仕入高	27百万円
③ 販売費及び一般管理費	348百万円
④ 営業取引以外の取引高	54百万円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	130千株	0千株	－千株	130千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	389
賞与引当金	51
未払費用	9
製品保証引当金	11
棚卸資産評価損	180
減損損失	218
投資有価証券評価損	163
関係会社株式評価損	81
ゴルフ会員権評価損	1
繰越外国税額控除	1
その他	41
繰延税金資産小計	1,150
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△389
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△760
評価性引当額小計	△1,150
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△121
前払年金費用	△25
繰延税金負債合計	△147
繰延税金負債の純額	△147

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	泰賽国際貿易(上海)有限公司	所有 直接100.0%	当社製品の販売及びアフターサービス 役員の兼任	製品の販売	425	売掛金	320

取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件については、市場実勢を勘案して価格交渉により決定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,862円55銭
(2) 1株当たり当期純利益	291円00銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2022年4月26日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、2022年6月29日開催予定の第54回定時株主総会に付議することといたしました。

詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。